

山梨県立病院機構
デジタル複合機及び複写機の賃貸借契約及び保守契約
仕 様 書

1. 契約期間 令和2年9月1日～令和7年8月31日（5年間）
2. 契約形態 賃貸借契約及び保守契約
3. 台数 16台
4. 機能等の仕様 別紙1～12のとおり
5. その他の仕様

（1）搬入、設置及び調整

- ① 当該賃貸借契約に係るデジタル複写機及び複合機（以下「機器」という。）の搬入、設置及び初動までの調整・確認を行うこと。
- ② ネットワークプリンター使用機器については、中央病院又は北病院の担当者（以下「担当者」という。）が指定するパソコン端末に必要なドライバ及び関連ソフトウェアのインストール等初動までの調整・確認を行うこと。

（2）保守管理

- ① 最低1時間以内に技術員を派遣できる位置にサービス拠点を有し、機器の保守点検に精通した技術員による十分な対応を図ること。
- ② 運用に必要なマニュアル及び資料等を提供すること。担当者の申し出があった場合、機器の操作方法について指導・研修を実施すること。
- ③ 機械に必要な消耗品（トナーを含む）については、職員の指示する時期又は適宜に無償で提供すること。
- ④ 機器の修繕については、職員の指示する時期又は適宜に無償で実施すること。
- ⑤ ネットワーク接続機器については、リモート管理により、機器の状況（故障、消耗品不足等）を把握し、随時日常の管理・運用をサポートするリモートサービスを提供すること。
- ⑥ ネットワーク接続機器について、パソコン端末のOSがバージョンアップされた場合、その対応を行うことができること。